

# 告示

## 埼玉県告示第四百三十五号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和六年四月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一〇リットル	09C063386 09C063389	四	農業	令和四年九月七日 令和五年八月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
埼玉県熊谷市今井五百九十一番地一 武田商店				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
埼玉県熊谷県税事務所		令和五年六月一日		